

証券コード 4625
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
アトムクス株式会社
代表取締役社長 神保 敏和

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。また、同封いたしました「新型コロナウイルス感染への対応とお願い」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
当社本社二階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.atomix.co.jp>)に掲載致しません。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調で推移しましたが、相次ぎ発生した台風・集中豪雨による影響、消費税増税による個人消費の低迷に加え、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりにより経済活動が抑制され、経営環境は厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは第12次3ヶ年計画の最終年度である当期において、その目標を達成すべく、環境対応製品の拡販、顧客視点に立った製品開発、原材料をはじめとする生産コストの削減、新たなマーケティング活動を行うとともに、固定観念を打破した新たな需要を生むべく努めてきました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高105億18百万円（前連結会計年度比1.9%増）、営業利益4億15百万円（同48.3%増）、経常利益4億40百万円（同46.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億82百万円（同53.5%）となりました。

次に、セグメント別の業績についてご報告申し上げます。

-1. 塗料販売事業

道路用塗料は、上期は官公庁等の道路工事の発注が順調に推移、下期においては台風や天候不順の影響もあり伸び悩みましたが、東京オリンピック・パラリンピック関連の需要もあり、主に路面標示用塗料と視覚障がい者誘導用シートの売上が伸び前年を上回りました。建築用・床用塗料においては、建築用・床用とも環境対応型の水性塗料については前年を若干上回りましたが、顧客である製造業の設備投資が低迷している上に、新型コロナウイルスの影響で年度末の売上が伸びず前年を下回りました。家庭用塗料においては、インターネット通販は順調に推移していますが、ホームセンター分野での売上が改善できず前年を下回りました。水性アクリルゴム系塗膜防水材料（アトムレイズ）は、大型案件を受注できたことにより前年を上回りました。

この結果、当連結会計年度の塗料販売事業の売上高は前年に比べて2億27百万円増加し、97億21百万円（前連結会計年度比2.4%増）となりました。

-2. 施工事業

子会社アトムテクノスで、年度末に橋梁補修工事が完了したことにより売上計上をしましたが、企業の設備投資の低迷により床材工事の受注が減少したため前年を下回りました。

この結果、当連結会計年度の施工事業の売上高は、前年と比べて29百万円減少し、7億96百万円（前連結会計年度比3.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3億47百万円で、主に工場の生産設備の購入及び更新など、研究開発の向上や生産能力を維持する目的に使用しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 70 期 (2017年 3 月期)	第 71 期 (2018年 3 月期)	第 72 期 (2019年 3 月期)	第 73 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高	10,628	11,178	10,321	10,518
経 常 利 益	527	592	301	440
親会社株主に帰属する当期純利益	763	493	184	282
1株当たり当期純利益	122円34銭	79円00銭	29円46銭	45円18銭
総 資 産	14,350	14,679	14,211	14,231
純 資 産	9,323	9,742	9,728	9,856
1株当たり純資産額	1,492円61銭	1,558円32銭	1,555円15銭	1,574円09銭

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 70 期 (2017年 3 月期)	第 71 期 (2018年 3 月期)	第 72 期 (2019年 3 月期)	第 73 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高	9,545	9,592	9,085	9,290
経 常 利 益	478	498	272	392
当 期 純 利 益	336	323	174	262
1株当たり当期純利益	53円94銭	51円68銭	27円88銭	41円95銭
総 資 産	13,308	13,450	13,128	13,064
純 資 産	8,672	9,003	8,983	9,088
1株当たり純資産額	1,388円47銭	1,440円15銭	1,435円98銭	1,451円40銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純損益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当連結会計年度において、株式付与ESOP信託口が所有する期末自己株式数は306,200株、期中平均株式数は176,333株です。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	主要な事業内容	議決権比率
アトムサポート(株)	3億80万円	家庭用塗料及び関連製品の販売	100%
(株)アブス	3,000万円	家庭用塗料関連製品の物流業務	100%
アトム機械サービス(株)	2,500万円	道路用塗料の施工機械の製造販売	100%
アトムテクノス(株)	5,000万円	コンクリート構造物の補修・補強工事	100%

(4) 対処すべき課題

- ① 事業ポートフォリオ最適化による収益基盤の再構築
- ② 人材の強化（採用、育成、多様化への対応）
- ③ 社会の課題解決と新しい価値創造に向けた研究開発の強化
- ④ B C P体制の強化
- ⑤ 工場の生産性向上、リニューアル
- ⑥ S D G s、E S Gへの取り組みと企業価値向上

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社、以下同じ）は、当社及び国内子会社4社で構成し、塗料販売事業と施工事業を行っています。

塗料販売事業では道路用塗料、床・屋根・防水などの建築用塗料、家庭用塗料、コンクリート構造物の保護・補修材の製造販売を行っています。このほか、道路用塗料の施工機の製造販売、交通安全や生活環境のインフラの維持管理に係るソフトウェアの開発と販売、物流業務を行っています。

また、施工事業では当社グループで製造した製品を用いた工事の請負を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当 社	本 社：東京都板橋区 工 場：埼玉県加須市、埼玉県久喜市、岡山県勝田郡奈義町 支 店：大阪府大東市 営業所：北海道札幌市、宮城県仙台市、新潟県新潟市、神奈川県横浜市、 愛知県名古屋市の、広島県広島市、福岡県福岡市
アトムサポート株式会社	本 社：東京都板橋区
株式会社アブス	本 社：埼玉県久喜市
アトム機械サービス株式会社	本 社：東京都板橋区
アトムテクノス株式会社	本 社：埼玉県さいたま市緑区

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
291名	5名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は含めていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
233名	4名増	43.1歳	17.0年

(注)1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は含めていません。

2. 使用人数には嘱託社員を含めていますが、平均年齢及び平均勤続年数には含めていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	401百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,242,000株 |
| ③ 株主数 | 996名 |
| ④ 大株主(上位11名) | |

株主名	持株数	持株比率
西川不動産株式会社	978千株	14.89%
アトムクス取引先持株会	826	12.58
東京中小企業投資育成株式会社	700	10.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	321	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75715口)	306	4.66
西川正洋	280	4.27
ナラサキライン株式会社	134	2.05
東洋テック株式会社	126	1.91
アトムクス社員持株会	106	1.62
楠本化成株式会社	106	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	106	1.61

- (注) 1. 持株数については千株未満を、持株比率については小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は株式付与ESOP信託口が保有する306,200株を除いた自己株式674,217株を控除して算出しています。

(2) 会社員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 保 敏 和	
取 締 役	村 岡 正 己	社長室長
取 締 役	花 形 裕 透	道路事業部長兼大阪支店長兼久喜工場長兼岡山工場長
取 締 役	小 川 博 巳	技術本部長
取 締 役	富 士 田 学	管理統括部長兼情報管理部長兼総務部長
取 締 役	田 中 滋 子	
監 査 役（常勤）	佐 藤 亮 介	
監 査 役	上 原 左 多 男	税理士法人上原会計事務所代表社員
監 査 役	石 川 伸 吾	楠本株式会社代表取締役、楠本化成株式会社取締役

- (注) 1. 取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって、取締役の船橋輝男氏及び取締役の江森邦昭氏は任期満了により退任しました。
2. 取締役田中滋子氏は社外取締役です。
3. 取締役田中滋子氏はコンサルティング業務における豊富な経験から、経営改革、人材育成に関する専門的な知見を有しています。
4. 監査役上原左多男氏及び監査役石川伸吾氏は社外監査役です。
5. 取締役田中滋子氏、監査役上原左多男氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
6. 監査役上原左多男氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しています。
7. 監査役石川伸吾氏は楠本株式会社の代表取締役に就任しており、経営に係る専門的な知見を有しています。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8 名 (1)	6 8 百万円 (3)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	1 3 (5)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	1 1 (3)	8 2 (9)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の支給人員及び支給額には、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでいます。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれています。
- ・当該事業年度に係る役員退職慰労金引当額の増加分
 - 取締役 8名 7百万円（うち社外取締役 1名 0百万円）
 - 監査役 3名 1百万円（うち社外監査役 2名 0百万円）

③ 社外役員に関する事項

-1. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役上原左多男氏は、税理士法人上原会計事務所代表社員に就任していますが、当社と特別な利害関係はありません。

社外監査役石川伸吾氏は、楠本株式会社の代表取締役役に就任していますが、当社との特別な利害関係はありません。また、同氏は、原材料の仕入取引の関係にあります楠本化成株式会社の取締役役に就任していますが、原材料の購入につきましては市場価格を勘案し、交渉の上、一般取引条件と同様に決定しています。

-2. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 田中滋子	12回	100%		
監査役 上原左多男	12回	100%	12回	100%
監査役 石川伸吾	11回	92%	11回	92%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役は当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、その審議等において専門的な見地から、適宜指摘及び発言を行っています。

各社外監査役は当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のほぼすべてに出席し、その審議等において各々の専門的な見地から、適宜指摘及び発言を行っています。

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役田中滋子氏、社外監査役上原左多男氏、石川伸吾氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低限度額としています。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人 保森会計事務所
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任については、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告します。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は監査役会決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人保森会計事務所は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としています。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1. 取締役会議事録をはじめ取締役の職務の執行に係る情報について、関連する規程、マニュアルに従い、適切に保存及び管理する。
 - 2. 上記情報の保存及び管理について、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1. リスク管理の確保については役員（執行役員含む）で構成するリスクマネジメント委員会（以下「RM委員会」という）と同委員会の指示のもと実務作業を行うリスクマネジメントプロジェクト（以下「RMプロジェクト」という）が担当する。
 - 2. RM委員会とRMプロジェクトが当社及び子会社が抱えるリスクを調査・抽出し、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、内部監査室、子会社を含む経営会議体、現業部門と連携してリスクマネジメントを行う。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役会規則において取締役会での決議事項、報告事項を明記するとともに、各取締役は職務分掌、組織運営規程に基づき職務権限の分配及び意思決定の適正化をはかり、効率的かつ適正な職務執行を行う。
 - 2. 各取締役は当社の経営方針の策定、重要事項の検討や決定、当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備、運用等について、取締役に対して効率的に報告が行われる体制を構築するよう取締役会に適宜提案する。
 - 3. 経営戦略室長は当社及び各子会社から適時業績及び職務執行に関する事項の報告を受け、適宜RM委員会又は取締役会に報告を行う。
 - 4. 執行役員制度により、経営判断の迅速化、業務執行の意識向上及びその責任の明確化を図っている。
- ④ 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. RM委員会とRMプロジェクトを設置し、リスクマネジメントの観点からコンプライアンスに取り組む。
 - 2. 取締役及び使用人に対し、役職・職務に応じてコンプライアンスに必要な研修を行い啓蒙する。
 - 3. 業務執行部門から独立した組織体として内部監査室を設置し、監査役と連携をはかり業務プロセスを監視し、不正の発見、防止と業務プロセスの改善に努める。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1. 監査役は、当社と同様に子会社の取締役及び使用人に対して、必要に応じて報告を求めたり、内部監査室、経営戦略室と連携して調査を行い、業務プロセスを監査する。
 - 2. 子会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、子会社についても当社の内部統制システムに組み込み、当社を含む企業集団全体での業務の適正化をはかる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 1. 取締役会は、監査役会が求めた場合は監査役会の求める職務の補助を行うことができる専門知識を有する使用人を速やかに監査役スタッフとして任命する。
 - 2. 取締役及び使用人は監査役スタッフの調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1. 監査役スタッフは、取締役等の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたる。
 - 2. 監査役スタッフの発令、異動、考課、懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
 - 1. 取締役及び使用人は内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合はその都度報告するものとし、監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対しても報告を求めることができる。
 - 2. 取締役は⑧-1. の報告義務について、使用人に周知する。
 - 3. 監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役は監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査室及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。
 - 2. 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、監査役より監査に必要な費用を確認し予算計上することにより、その費用を負担する。
 - 3. 監査役は、当社及び子会社の各種会議体及び取締役会に出席し、取締役及び使用人に対して職務執行状況の確認及び説明を受けることができる。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

-1. 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は12回開催し、重要な意思決定を行っています。各規則や規程を制定又は見直しを行い、取締役が法令及び定款に則って業務執行できるようにしています。

-2. 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は12回開催し、監査役相互による意見交換が行われ、取締役会に出席し独立した立場から経営の監視、監督を行っています。また、常勤監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するほか、内部監査室ならびに会計監査人と定期的に情報交換等を行い取締役及び従業員の職務執行について監査をしています。

-3. リスク管理及びコンプライアンス

RM委員会を適時開催し、リスクの軽減、予防及び対応を行う重要事項の協議等を行っています。コンプライアンスに関わる教育は定期的に行い意識の向上を図っています。

-4. 企業集団における業務

子会社管理規程に基づき、子会社が重要事項を行う場合、事前に当社の役員会において承認を得ています。また、子会社からは毎月財務状況及びその他の状況について当社経営戦略室に報告を受けています。また、四半期ごとに当社の経理担当者が各子会社の経理処理について監査を行っています。

-5. 内部監査の実施

社長直轄部門に内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき社内の重要な部門を対象に職務執行の状況、規程の運用状況の監査を行っています。その際に不備等が発見された場合、社長及び監査役に報告し業務改善の助言及び勧告を行っています。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,645,352	流 動 負 債	3,629,912
現金及び預金	2,756,971	支払手形及び買掛金	1,747,987
受取手形及び売掛金	3,516,291	電子記録債務	880,651
電子記録債権	584,519	短期借入金	211,670
商品及び製品	1,033,466	未払法人税等	87,240
仕掛品	257,807	賞与引当金	146,287
原材料及び貯蔵品	487,284	返品調整引当金	3,150
その他	36,331	その他	552,924
貸倒引当金	△27,321	固 定 負 債	745,154
固 定 資 産	5,586,058	長期借入金	198,610
有 形 固 定 資 産	4,467,748	役員退職慰労引当金	74,237
建物及び構築物	1,150,041	株式給付引当金	84,268
機械装置及び運搬具	226,923	退職給付に係る負債	285,432
土地	2,930,024	資産除去債務	42,657
リース資産	72,454	その他	59,948
その他	88,304	負 債 合 計	4,375,066
無 形 固 定 資 産	227,901	純資産の部	
投 資 そ の 他 の 資 産	890,408	株 主 資 本	9,687,528
投資有価証券	544,278	資 本 金	1,040,000
繰延税金資産	301,235	資 本 剰 余 金	740,308
その他	44,894	利 益 剰 余 金	8,352,204
貸倒引当金	△0	自 己 株 式	△444,984
資 産 合 計	14,231,410	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	168,814
		その他有価証券評価差額金	169,779
		退職給付に係る調整累計額	△964
		純 資 産 合 計	9,856,343
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,231,410

連結損益及び包括利益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商品及び製品売上高	9,721,851	
工事売上高	796,403	10,518,255
売上原価		
商品及び製品売上原価	6,678,511	
工事売上原価	687,725	7,366,237
売上総利益		3,152,018
販売費及び一般管理費		2,736,353
営業利益		415,664
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	12,488	
受取家賃	3,960	
為替差益	1,101	
受取保険金	6,780	
その他	5,788	30,119
営業外費用		
支払利息	4,960	
その他	2	4,962
経常利益		440,821
特別利益		
固定資産売却益	49	49
特別損失		
固定資産除却損	758	
リース解約損	827	1,586
税金等調整前当期純利益		439,284
法人税、住民税及び事業税		98,142
法人税等調整額		58,311
当期純利益		282,831
親会社株主に帰属する当期純利益		282,831
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△64,190	
退職給付に係る調整額	2,576	△61,614
包括利益		221,217

※包括利益計算書は参考表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,040,000	692,570	8,165,814	△399,816	9,498,567
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△96,440		△96,440
親会社株主に帰属する当期純利益			282,831		282,831
自 己 株 式 の 処 分				2,570	2,570
自己株式の株式給付信託への譲渡		47,738		54,538	102,277
自己株式の株式給付信託からの譲受				△102,277	△102,277
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	47,738	186,390	△45,168	188,960
当 期 末 残 高	1,040,000	740,308	8,352,204	△444,984	9,687,528

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	233,970	△3,541	230,428	9,728,996
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△96,440
親会社株主に帰属する当期純利益				282,831
自 己 株 式 の 処 分				2,570
自己株式の株式給付信託への譲渡				102,277
自己株式の株式給付信託からの譲受				△102,277
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△64,190	2,576	△61,614	△61,614
当 期 変 動 額 合 計	△64,190	2,576	△61,614	127,346
当 期 末 残 高	169,779	△964	168,814	9,856,343

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の状況
 - ① 連結子会社の数 4社
 - ② 連結子会社の名称
アトムサポート株式会社
株式会社アプス
アトム機械サービス株式会社
アトムテクノス株式会社
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、親会社と同一です。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）により算定しています。
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。
施工関係（未成工事支出金）については個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定率法を採用しています。
ただし、当社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	2年～50年
機械装置及び運搬具	2年～8年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度が負担すべき支給見込額を計上しています。

③ 返品調整引当金

一部の連結子会社は、売上に係る返品による損失に備えるため、返品損失見込額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しています。

⑤ 株式給付引当金

当社は、株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

-1. 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

-2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしており、過去勤務費用は、発生時に全額費用処理しています。

-3. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 重要なヘッジ会計の方法

-1. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間が金利変換の対象となる負債とほぼ同一であるため、金利スワップを時価評価せず、金銭の受払いの純額等を対象となる負債の利息の調整として処理しています（金利スワップの特例処理）。

-2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

-3. ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としています。

-4. ヘッジの有効性評価の方法

全て特例処理によっているため、有効性の評価を省略しています。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

[会計方針の変更等]

(有価証券の評価基準及び評価方法)

その他有価証券の評価方法については、従来、総平均法によっていましたが、当連結会計年度より移動平均法に変更しています。この変更は、有価証券売却による売却損益の把握をより迅速かつ適切に行うことを目的としたものです。なお、当該会計方針の変更に伴い遡及適用した場合に過年度の連結計算書類に与える影響はありません。

[未適用の会計基準等]

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は、次の5つのステップを適用し、認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響額

影響額は、当連結計算書類作成時において評価中です。

[追加情報]

(株式付与ESOP信託について)

当社は2014年11月25日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」の導入を決議しました。また、2020年2月25日開催の取締役会において、「株式付与ESOP信託」の延長及び追加拠出の決議をしました。

(1) 取引の概要

当社が、当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。本信託は、予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、本信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の勤続年数および職能資格に応じた当社株式を、退職時に無償で従業員に交付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度79,590千円、173,400株、当連結会計年度179,297千円、306,200株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

[連結貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額

7,551,420千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,242千株	一千株	一千株	7,242千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	986千株	一千株	5千株	980千株

(注1) 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ173,400株、306,200株含まれています。

(注2) (変動事由の概要)

株式付与ESOP信託口から株式交付対象者への交付等による減少 5,600株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	2019年6月27日 定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	96,440千円
1株当たり配当額	15円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(※) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式に対する配当金2,601千円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	2020年6月26日 定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	98,516千円
1株当たり配当額	15円
配当の原資	利益剰余金
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

(※) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式に対する配当金4,593千円が含まれています。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しています。また、資金調達につきましては銀行借入を方針としています。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するため利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しましては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先におきましては信用状況等を把握するように努めています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価や財務状況を確認しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。短期借入金及び長期借入金につきましては、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達です。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が資金繰管理表を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難とみられるもの（（注2）参照）及び重要性が乏しいものについては、次表には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,756,971	2,756,971	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,516,291		
(3) 電子記録債権	584,519		
貸倒引当金(※1)	△27,321		
	4,073,490	4,073,490	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	526,878	526,878	—
資産計	7,357,340	7,357,340	—
(5) 支払手形及び買掛金	1,747,987	1,747,987	—
(6) 電子記録債務	880,651	880,651	—
(7) 短期借入金(※2)	100,000	100,000	—
(8) 長期借入金(※2)	310,280	311,104	824
負債計	3,038,918	3,039,743	824

(※1) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 連結貸借対照表の短期借入金に含まれる一年以内返済予定の長期借入金111,670千円は長期借入金に含めて記載しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは、ほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：千円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	275,212	521,358	246,146
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	6,200	5,520	△680
合計		281,412	526,878	245,466

負債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額17,400千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	2,756,971	—
受取手形及び売掛金	3,493,273	23,018
電子記録債権	584,519	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合計	6,834,764	23,018

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	63,610	60,000	60,000	15,000	—
リース債務	28,402	19,787	7,249	917	—

[賃貸等不動産に関する注記]

当社グループは、賃貸等不動産を有しておりますが、重要性がないため開示を省略しています。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 1,574円09銭
- 1株当たり当期純利益金額 45円18銭

(※) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当連結会計年度において、株式付与ESOP信託口が所有する期末自己株式数は306,200株、期中平均株式数は176,333株です。

[その他の注記]

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,577,760	流動負債	3,306,598
現金及び預金	2,310,799	支払手形及び買掛金	1,531,131
受取手形	1,110,210	電子記録債務	880,651
電子記録債権	727,195	短期借入金	100,000
売掛金	1,946,224	一年以内返済予定の長期借入金	111,670
商品及び製品	923,650	リース債務	31,520
仕掛品	143,583	未払金	202,993
原材料及び貯蔵品	412,262	未払法人税等	70,970
その他	31,196	賞与引当金	121,166
貸倒引当金	△27,362	その他	256,494
固定資産	5,486,861	固定負債	669,936
有形固定資産	4,363,803	長期借入金	198,610
建物及び構築物	1,131,947	リース債務	47,495
機械装置及び運搬具	228,626	退職給付引当金	246,582
土地	2,856,450	株式給付引当金	84,268
その他	146,778	役員退職慰労引当金	50,322
無形固定資産	219,447	資産除去債務	42,657
ソフトウェア	196,842	負債合計	3,976,534
その他	22,604	純資産の部	
投資その他の資産	903,610	株主資本	8,917,616
投資有価証券	514,786	資本金	1,040,000
関係会社株式	79,240	資本剰余金	740,308
破産更生債権等	990	資本準備金	680,400
繰延税金資産	271,783	その他資本剰余金	59,908
その他	36,810	利益剰余金	7,582,292
貸倒引当金	△0	利益準備金	260,000
		その他利益剰余金	7,322,292
		別途積立金	5,664,153
		繰越利益剰余金	1,658,138
		自己株式	△444,984
		評価・換算差額等	170,470
		その他有価証券評価差額金	170,470
資産合計	13,064,621	純資産合計	9,088,086
		負債・純資産合計	13,064,621

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
製品売上高	9,130,256	
完成工事高	160,712	9,290,968
売上原価		
製品売上原価	6,427,706	
工事売上原価	145,140	6,572,846
売上総利益		2,718,121
販売費及び一般管理費		2,369,413
営業利益		348,708
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	11,702	
受取家賃	22,881	
為替差益	1,101	
受取保険金	6,070	
雑収入	7,123	48,910
営業外費用		
支払利息	4,960	
売上割引	2	4,962
経常利益		392,655
特別利益		
固定資産売却益	49	49
特別損失		
固定資産除却損	758	758
税引前当期純利益		391,946
法人税、住民税及び事業税		74,981
法人税等調整額		54,360
当期純利益		262,605

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,040,000	680,400	12,170	692,570	260,000	5,664,153	1,491,974	7,416,128
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△96,440	△96,440
当 期 純 利 益							262,605	262,605
自 己 株 式 の 処 分								
自己株式の株式給付信託への譲渡			47,738	47,738				
自己株式の株式給付信託からの譲受								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	47,738	47,738	—	—	166,164	166,164
当 期 末 残 高	1,040,000	680,400	59,908	740,308	260,000	5,664,153	1,658,138	7,582,292

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△399,816	8,748,881	234,601	234,601	8,983,483
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△96,440			△96,440
当 期 純 利 益		262,605			262,605
自 己 株 式 の 処 分	2,570	2,570			2,570
自己株式の株式給付信託への譲渡	54,538	102,277			102,277
自己株式の株式給付信託からの譲受	△102,277	△102,277			△102,277
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△64,131	△64,131	△64,131
当 期 変 動 額 合 計	△45,168	168,734	△64,131	△64,131	104,603
当 期 末 残 高	△444,984	8,917,616	170,470	170,470	9,088,086

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。施工関係（未成工事支出金）については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、当事業年度が負担すべき支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとし、過去勤務費用は発生時に全額費用処理をしています。

- (4) 株式給付引当金
株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しています。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。
 - (2) 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間が金利変換の対象となる負債とほぼ同一であるため、金利スワップを時価評価せず、金銭の受払いの純額等を対象となる負債の利息の調整として処理しています（金利スワップの特例処理）。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
 - ③ヘッジ方針
金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としています。
 - ④ヘッジの有効性評価の方法
全て特例処理によっているため、有効性の評価を省略しています。
 - (3) 消費税及び地方消費税の会計処理方法
税抜方式によっています。

[会計方針の変更等]

(有価証券の評価基準及び評価方法)

有価証券の評価方法については、従来、総平均法によっていましたが、当事業年度より移動平均法に変更しています。この変更は、有価証券売却による売却損益の把握をより迅速かつ適切に行うことを目的としたものです。なお、当該会計方針の変更に伴い遡及適用した場合に過年度の計算書類に与える影響はありません。

[未適用の会計基準等]

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は、次の5つのステップを適用し、認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中です。

[表示方法の変更]

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めていました「受取保険金」(前事業年度1,499千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しています。

[追加情報]

(株式付与ESOP信託について)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しています。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,428,142千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	331,972千円
短期金銭債務	40,387千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	650,969千円
仕入高	320,327千円
その他の営業取引高	21,772千円
営業取引以外の取引高	26,711千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

 普通株式 980,417株

当事業年度末における自己株式数には株式付与ESOP信託が保有する306,200株が含まれています。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	千円
繰延税金資産	
貸倒引当金	8,482
賞与引当金	37,561
未払事業税	6,940
退職給付引当金	76,440
株式給付引当金	26,123
関係会社株式評価損	113,429
投資有価証券評価損	1,514
役員退職慰労引当金	15,600
税務上の繰越欠損金	166,225
その他	27,118
繰延税金資産小計	479,435
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△131,965
評価性引当額小計	△131,965
繰延税金資産合計	347,469
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△75,686
繰延税金負債合計	△75,686
繰延税金資産純額	271,783

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	31.0
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3
住民税等均等割	3.8
税額控除	△3.1
評価性引当額の変動額	0.6
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

- ・有形固定資産
主として、塗料販売事業における試験機器設備（工具、器具及び備品）です。
- ・無形固定資産
主として、本社における管理用ソフトウェアです。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

2. オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(借主側)

1年内	1,629千円
1年超	387千円
計	2,016千円

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,451円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 41円95銭 |

(※) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当事業年度において、株式付与ESOP信託口が所有する期末自己株式数は306,200株、期中平均株式数は176,333株です。

[その他の注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

アトミクス株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員 公認会計士 横山 博 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山崎 貴史 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アトミクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトミクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に對して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

アトミクス株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員 公認会計士 横山 博 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山崎 貴史 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトミクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書（ただし、連結包括利益計算書部分を除く）、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月31日

アトムクス株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 亮介 ㊟

社外監査役 上原 左多男 ㊟

社外監査役 石川 伸吾 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第73期の期末配当につきましては、安定配当を基本とし、当事業年度の業績ならびに今後の事業環境などを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、98,516,745円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役上原左多男氏、石川伸吾氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

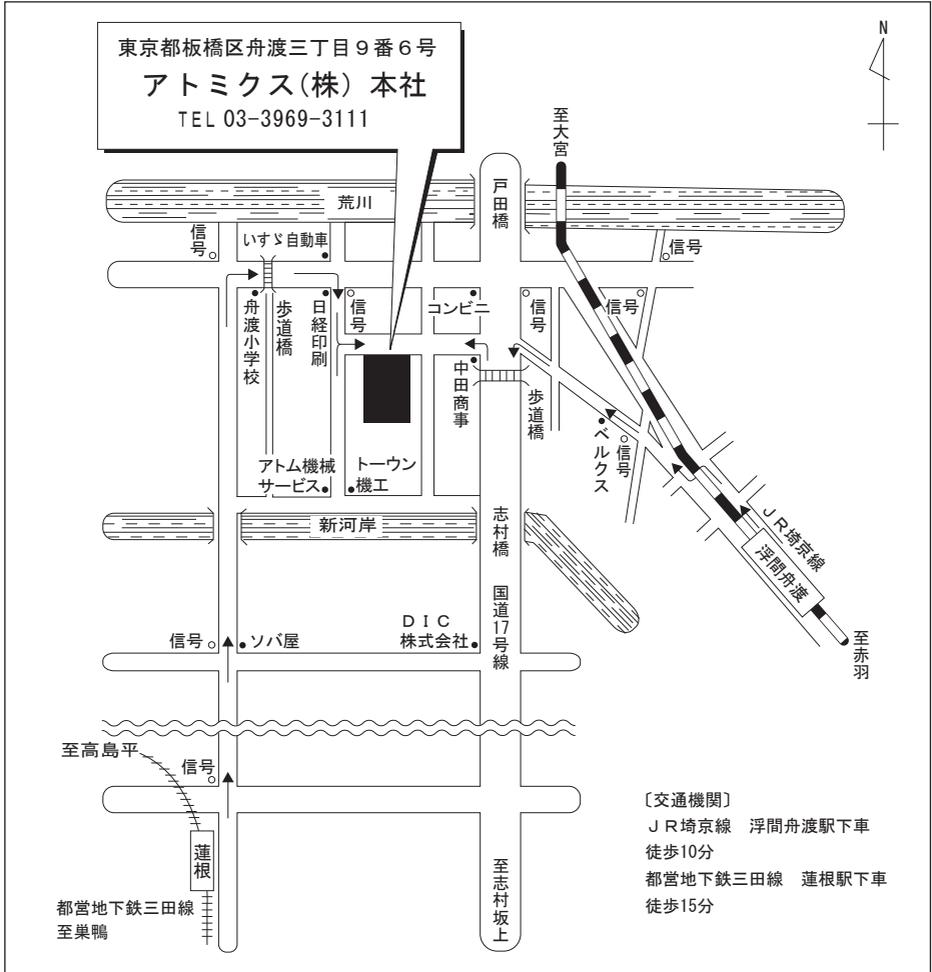
監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	う え は ら さ だ お 上 原 左 多 男 (1952年2月2日生)	1976年4月 株式会社マルエツ入社 1978年8月 並木税務会計事務所入社 1983年8月 公認会計士保森会計事務所入社 1990年2月 上原会計事務所所長 2004年6月 当社監査役(現任) 2007年4月 税理士法人上原会計事務所代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人上原会計事務所代表社員	一 株
2	い し か わ し ん ご 石 川 伸 吾 (1958年11月11日生)	1985年2月 楠本株式会社入社 1998年3月 楠本株式会社取締役 1999年12月 楠本化成株式会社監査役 2006年2月 楠本株式会社代表取締役(現任) 2006年2月 楠本化成株式会社取締役(現任) 2008年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 楠本株式会社代表取締役、楠本化成株式会社取締役	一 株

- (注) 1. 当社と監査役候補者石川伸吾氏が取締役就任しております楠本化成株式会社は、原材料において取引関係があります。なお、石川伸吾氏が代表取締役に就任しております楠本株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. その他の監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上原左多男氏、石川伸吾氏は社外監査役候補者です。
4. 上原左多男氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
5. 上原左多男氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門知識と豊富な経験を当社の経営全般の監視に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本總會終結の時をもって16年となります。
6. 石川伸吾氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を当社の経営全般の監視に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本總會終結の時をもって12年となります。
7. 当社は、候補者上原左多男氏と石川伸吾氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。本總會にて再任された場合には、当該契約を継続する予定です。

以 上

会場ご案内図



ホームページアドレス <https://www.atomix.co.jp>

新型コロナウイルス感染への対応とお願い

2020年6月11日

アトミクス株式会社

代表取締役 神保 敏和

平素は弊社の事業活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルスの感染拡大に終息の兆しが見えない状況のなか、弊社第73期定時株主総会を開催するにあたり、株主ならびに関係する皆様の感染を防ぐため、以下のように対応させていただくこととしました。
一年間の事業ならびに業績をご報告し重要な事項のご審議をお願いする株主総会としましては、ご不便をおかけすることとなりますが、弊社の主旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

【ご検討のお願い】

- ・新型コロナウイルス感染を回避するため、株主総会には出席されず、同封の議決権行使書による議決権の行使をご検討願います。
- ・感染されていない方でも、高齢の方、基礎疾患を持たれている方、妊婦の方には重症化のリスクがあると言われております。出席されるリスクとしてお考え下さい。

【株主総会に出席される株主様】

出席されるすべての株主様の健康確保のため以下のような対策をお願いします。

- ・報告事項につきましては感染回避に向け、ポイントを絞って説明し、時間短縮を図ります。
- ・会場の席を2m間隔としますので、10名様を定員とさせていただきます。
- ・株主様控室も10名様を定員とさせていただきます。また、湯茶のご用意もできません。
- ・受付で用意いたしますアルコール除菌剤・マスクの利用をお願いいたします。
- ・咳やくしゃみなどを繰り返される方には、新型コロナウイルスに感染していませんと、自主的な退席をお願いする場合があります。

ご理解くださいますようお願い申し上げます。